

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	貸与を受けることのできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考
[略]					[略]				
保健所	[略]				保健所	[略]			
	保健師、看護師、 <u>栄養士</u> 及び <u>歯科衛生士</u>	[略]				保健師、看護師及び <u>栄養士</u>	[略]		
	[略]					[略]			
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。